

2020.03.23

BCM ニュース <新型コロナウイルス情報>

新型コロナウイルス（新型肺炎）最新情報 ①

【本ニュースご利用にあたって】

- 企業の総務部門・リスク管理部門などの危機管理担当部門は、今般の新型コロナウイルスへの対応にあたり、状況の変化を随時把握することに苦慮されておられることと推察します。
- そこで、当社では新型コロナウイルスに関する最新情報をまとめ、定期的に情報ご提供することとしました。企業のご担当者様は、状況の変化の有無を把握いただき、時宜に応じた対応の参考としてください。
- 今後の感染拡大～収束に至るまでの状況の変化を企業のご担当者が容易に把握可能とするため、状況に「変化あり」の事項、「変化なし」の事項を可能な限り明確に記載します。
- なお、本ニュースに記載する情報は、原則として、厚生労働省、世界保健機関（WHO）、アメリカ疾病対策センター（CDC）等の公的機関からの情報に基づきます。

【要旨】

- 今般の新型コロナウイルスの世界的な状況は、WHOによるリスク評価で「最も高い」とされ、全世界的な拡大（パンデミック）といえる。
- 日本においては、「爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえている」との認識が国から示されているが、感染者数は増加し続けており、企業は引き続き感染予防策の徹底が求められている。
- また、今後、影響の長期化も見込まれるため、「事業継続」の観点から、「継続すべき業務（重要業務）」「中断する業務」の選別など、戦略の構築が求められる。
- 企業は、公的機関からの情報や他企業の事例を参考にするなどして、現時点の状況に即した対応を柔軟に行う必要がある。

<総括：3月23日時点で企業に求められる主要な対応事項>

本稿1～6に記載した事項を踏まえ、3月23日時点で企業に求められる主要な対応事項は次のとおり。

1. 感染予防対応

- (1) 咳エチケットや、こまめな手指消毒などの基本的な感染予防策は、引き続き周知徹底を行う。
- (2) 自社において感染者（感染疑い者）が出る可能性は引き続き高まっている。感染者（感染疑い者）が出た場合の具体的対応策を定めておく。
(詳細は本稿4.「企業における対応の考え方と対応ルール」を参照)

2. 業務形態

- (1) 可能なかぎりリモートワークや時差出勤などを継続する。
- (2) 緊急的にリモートワークや時差出勤を導入した企業は、それに伴う業務上の不都合や課題などが、職場や顧客から顕在化してくる時期である。それらを集約・分析のうえ、必要な場合には、十分な感染予防策を維持しつつ、一部については緩和措置を導入するなど検討する。

3. 業務継続対応

- (1) 職場で感染者（および濃厚接触者）が発生した場合でも業務に大きな支障が出ないように、職場への業務支援体制（本社や他職場から）を具体的に検討しておく。
- (2) 自社業務において重要な取引先（重要なサプライヤーや委託先等）のうち、財務面で脆弱な先については、新型コロナウイルスによる影響の程度を随時モニタリングしておく。
- (3) 海外での発生状況は国・地域により今後も大きく変わっていく。海外との取引がある企業は、当該国との人・モノの往来の停止（減少）を念頭に、自社への影響を随時分析し、対応策をあらかじめ検討しておく。
- (4) 業務に大きな影響を受ける企業は、国・自治体からの助成を受けられる場合があり、それら情報の収集を行う。

1. 現在の感染状況

(1) 世界の状況

<変化の傾向／留意すべき点>

WHOリスク評価では、中国・地域レベル・世界レベルのいずれも「とても高い」で前回（3月8日）から変化はない。但し、流行の中心地域は中国から、イタリア等の「欧州」に移ってきている。国別の増加率では、スペイン、次いでアメリカで高くなっている。

①WHOリスク評価ⁱ（3月15日現在）

地域	評価	【変化】(起点：3/8)
中国 (China)	とても高い (Very High)	無し
地域レベル (Regional Level)	とても高い (Very High)	無し
世界レベル (Global Level)	とても高い (Very High)	無し

②各国の感染者数ⁱⁱ（3月15日現在）

国・地域		感染者数（人）	死者数（人）	【変化（感染者増加率）】（起点：3/8） 特に増加率が大きいものを赤
全世界		153,517	5,735	1.5 倍
①	中国	81,048	3,204	1.0 倍
②	イタリア	21,157	1,441	3.6 倍
③	イラン	12,729	608	2.2 倍
④	韓国	8,162	75	1.1 倍
⑤	スペイン	5,753	136	13.4 倍
⑥	フランス	4,469	91	6.3 倍
⑦	ドイツ	3,795	8	4.8 倍
⑧	アメリカ	1,678	41	7.9 倍
⑨	イギリス	1,144	21	5.4 倍
その他				

（２）日本の状況

＜変化の傾向／留意すべき点＞

発生段階は、「国内発生早期」から変化していない。地域別の感染者増加率では近畿地方、次いで東北地方で高くなっている。なお、政府の専門家会議は、我が国では「爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえている」という見解を示している。

①厚生労働省発表ⁱⁱⁱ（3月16日現在）

日本の状況	【変化】（起点：3/9）
● 発生段階：国内発生早期 ^{iv}	無し
● 感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態である。	無し
● 現時点で大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。	

②地域別の感染者数^v／緊急事態宣言（3月16日現在）※チャーター便、クルーズ船の患者を除く

地域	感染者数（人）	【変化】（起点:3/6） 特に増加率が大きい地域を赤	緊急事態宣言
北海道地方	147	1.8 倍	有り
東北地方	4	4.0 倍	無し
関東地方	194	2.1 倍	無し
中部地方	146	2.3 倍	無し
近畿地方	183	4.7 倍	無し
中国地方	2	2.0 倍	無し
四国地方	12	1.5 倍	無し
九州地方	14	1.1 倍	無し
全国計	702	2.3 倍	無し

③感染者の症状等別の内訳^{vi}（3月16日12時現在）※チャーター便は除く

	PCR 検査 陽性 者	無症 状	有症 状	通院	入院	軽～ 中等 症	人工 呼吸 器 /ICU	確認 中	入院 待機 中	死亡	症状 有無 確認 中
人数(人)	794	74	702	128	550	300	41	194	15	24	18
割合 ^{vii} (%)	100%	9.3%	88.4%	16.1%	69.3%	37.8%	5.2%	24.4%	1.9%	3.0%	2.3%

2. 現在判明している新型コロナウイルスの特性（3月16日現在）

＜変化の傾向／留意すべき点＞

飛沫感染や接触感染が主な感染経路である点に変わりはない。また、致死率は季節性インフルエンザと比べて高いことが明らかになっている。

(1) ウイルスの特性に関する情報（3月16日現在）

①感染経路／潜伏期間等

発表主体	ウイルスの特性	【変化】(起点;3/9) (注目すべき新たな発表)
厚生労働省 (出所は文 末脚注iii)	● 飛沫感染、接触感染で感染する。 ● 空気感染は起きていないと考えられる。 ● 閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染を拡大させるリスクがある。 ● 無症状や軽症の人であっても他の人に感染を広げる例があるなど、感染力と重症度は相関していない。 ● 日本の一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されているが、現時点では大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。	無し
WHO ^{viii}	● 飛沫感染、接触感染で主に感染する。 ● 人の糞便から感染する可能性は低い（当初ウイルスが糞便中に存在することが示唆されたが、この経路を介した拡散は主要な感染経路ではない）。 ● コロナウイルスがモノに付着した場合、数時間から数日程度の間、感染力を持つ可能性がある。 ● 無症状の患者からの感染可能性は非常に低い。 ● 潜伏期間は1日～14日であり、多くは5日前後である。	無し
CDC ^{ix}	● 飛沫感染により感染する。 ● 接触感染により感染するが、主要な感染経路ではない。 ● 無症状患者から感染する可能性があるが、主要な感染経路ではない。	無し

②重症化等のリスク

発表主体	重症化するリスク	【変化】(起点;3/9) (注目すべき新たな発表)
厚生労働省 (出所は文末脚注iii)	● 季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例がある。 ● 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。 ● 重症度は、致死率がきわめて高い感染症（エボラ出血熱等）ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。 ● 高齢者や基礎疾患を持つ人は重症化するリスクが高まる。 ● 感染して症状のある人の約 80%が軽症、14%が重症、6%が重篤となる。^x	無し
WHO ^{xi}	● 感染しても無症状の場合がある。 ● 全体の 1/6 程度（約 17%）は重篤な症状となる。 ● 季節性インフルエンザと比べて症状が重症化する患者がより多く、致死率は 3.4%と季節性インフルエンザより高い。(3/3 記者会見より) ● 慢性疾患（高血圧、心疾患、肺疾患、糖尿病、ガンなど）を持つ人はより重症となるリスクがある。	無し
CDC ^{xii}	● 非常に軽度（症状が報告されていないものも含む）から重篤な症状まで幅広く、死に至るケースもある。 ● 大半は軽度の症状であり、16%が重篤な症状となる。 ● 高齢者や慢性疾患（心疾患、肺疾患、糖尿病など）を持つ人はより重症となるリスクがある。	無し

③ウイルスの感染力等

発表主体	感染力	【変化】(起点;3/9) (注目すべき新たな発表)
厚生労働省 (出所は文末脚注iii)	● 感染力は事例によって様々であり、特定の方から多くの人に感染したと疑われる事例がある（屋形船の事例では 9 人程度、スポーツジムの事例では 12 人程度）^{xiii}。 ● 一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない（感染者の 8 割は他人に感染させていない）。 ● 実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時点における、1 人の感染者から二次感染させた平均の数）は概ね 1 程度で推移。	無し
WHO ^{xiv}	● 季節性インフルエンザと比べて感染力は高くない。(3/3 記者会見より)	無し
CDC ^{xv}	● 一部の地域で市中感染が発生する等、容易かつ持続的に拡散している。	無し

3. 公的機関による重要な発表等（2020年3月9日～2020年3月16日迄）

（1）WHO

日付	内容
3月11日	WHOは記者会見で「パンデミックといえる」という認識を表明。
3月13日	WHOは記者会見で「欧州が新型コロナウイルスの流行の中心となった」と表明。
3月14日	WHOは「中国以外の感染者数が中国を上回る」と発表。

（2）日本政府／自治体等

日付	発表主体	内容
3月9日	政府専門 家会議	「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等（新型コロナウイルス感染症）」が発表された
3月10日	政府	全国的なスポーツや文化イベントの実施自粛要請について、今後概ね10日間延長する旨、発表された。
3月10日	政府	新型コロナウイルスの緊急対策第2弾が発表された。
3月14日	政府	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行

4. 企業における対応の考え方と対応ルールの例（2020年3月16日現在）

新型コロナウイルスへの感染予防策や業務継続策については、感染の拡大～収束に至るまで、取るべき対策が変化することが予想される。については、どの企業も「今、この時点で何を参考として対応すべきか」に悩まれていると推察する。ここでは企業の対応を検討するにあたって参考となりうる「公的機関による情報」と、コンサルティングの現場や公表情報などから見聞きする「企業が定めた対応ルールおよび実際の対応事例」について記載するので参考にさせていただきたい。なお、個別企業の具体的な対応は、世界的または国家的な観点から最適な対応を示すWHOや厚生労働省の考え方とは、必ずしも一致しない場合がある。

（1）感染予防策

①対人距離の保持を奨励

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省> ● 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」である。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにする。	● 不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないように各従業員に指示する。

②不要不急の会議等の取りやめを指示

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省> ● これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。そのため、市民のみなさまは、これらの3つの条件が同時に揃う場所や場面を予測し、できるだけ避ける行動をとってください。	● 就職面接をWEB会議で実施。 ● 工場見学の中止。

③勤務形態の変更を指示

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省> ● 感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進^{xvi}	● 本社勤務の社員は3月上旬から2週間の間、電話対応1人／各課を除いて原則として在宅勤務とする。 ● シフト勤務制度を準用した時差出勤の導入。

④出社可否に関する指示（濃厚接触者、感染疑い者^{xvii}を除く一般の社員向け）

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省> ● 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控える。 ● 毎日体温を測定して記録する^{xviii}。 <WHO> ● 咳や37.3℃以上の熱がある場合は自宅に留まる^{xix}。 ● 新型コロナウイルスの軽い症状がある場合は自宅に留まる（出所は文末脚注ii）	● 少しでも熱があれば、自宅待機（熱が下がるまで）。 ● 感染が広く蔓延している国（1月下旬～2月下旬までの中国、2月下旬以降の韓国等）から帰国した従業員は熱がなくとも14日間の自宅待機

(2) 感染者（疑い者）発生時の対応

① 感染疑い者への指示

（感染疑い者とは、「37.5℃以上の熱が4日間以上続いている者、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者など」をいう）。

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省> ● 最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する。 ● 相談センターの指示に従って医療機関を受診する際は、公共交通機関は使用しない。 <WHO> ● 感染疑い者に対応する人は、マスクをつける必要がある^{xx}。	● （自宅等にいる場合）帰国者・接触者相談センターに本人から連絡し、センターの指示に従って医療機関を受診させる。 ● （万が一職場にいる場合）他の従業員から離し、会議室等に隔離する→帰国者・接触者相談センターに連絡する→自力で医療機関に向かえない場合は社有車等で搬送する。 上記いずれも、受診のための移動にあたっては公共交通機関の利用は避けるとともに、移動中、感染疑い者および感染疑い者に対応するものにはマスクを着用させ、手洗い、咳エチケットを徹底させる。

② 感染者が出た拠点への対応

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省> ● 手がよく触れるところ、たとえば、ドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、コピー機等のボタン、共用で使うものなどについて、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で定期的な清拭をすることが有効	● 次のような対応を実施 ① 執務室の消毒、ビル管理会社へ建物共用部分（トイレ、エレベータボタン）の消毒依頼 ② 消毒中の執務室閉鎖（場合によりビル閉鎖） ③ 濃厚接触者の特定（保健所との連携） ④ 当該ビルに勤務している社員全員の14日間の在宅勤務、または濃厚接触者のみを14日間の出社停止 ⑤ 消毒が完了したら、支援要員派遣のうえ拠点業務を再開（または別拠点で再開）

③ 感染者が発生した場合の情報公開

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省> 特に参考情報はなし	● 次のような情報をホームページで公開 ・ 感染者本人への対応状況 ・ 濃厚接触者への対応状況 ・ その他の従業員への対応状況 ・ 施設等の消毒状況 ・ 当該拠点の営業状況、など。

④濃厚接触者の判断・特定要領

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<厚生労働省^{xxi}> ● 必要な感染予防策をせずに感染源に手で触れた人 ● 感染者と対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった人 <CDC^{xxii}> ● 比較的長い時間（prolonged period）、感染者と2m以内の距離で過ごした人 ● 感染者を看病した人、同居している人、感染者の家に訪問した人、感染者と病院の待合室で一緒になった人など ● せきやくしゃみ等により感染者の体液と直接の接触があった人	● 同居の家族に感染者が出た人 ● 着座位置が感染者から半径2m以内の人 ● 過去14日のうちに30分以上、会議や食事等で同一の室内にいた人 ● その他、対面で直接打合せ等を行った人 ※上記は感染早期においては保健所と連携のもと、決定されると想定される。

⑤濃厚接触者への対応

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
● 感染者・感染疑い者に対応する場合には、マスクをつける必要がある^{xxiii}。（WHO）	● 14日間の自宅待機指示、その間、毎日2回の検温指示と会社への報告指示 ※上記は感染早期においては保健所と連携のもと、決定されると想定される。

(3) その他

①新型コロナウイルス対応に関わる従業員への給与・休暇等に関する取扱い

考え方（参考となる公的機関からの情報）	企業が定めたルール事例／実際の対応事例
● 労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備 ● 労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備	● 濃厚接触者は在宅勤務とするが、業務内容から在宅勤務ができない場合でも出勤扱いとする。 ● 従業員の子が通学する学校が臨時休校となり、従業員が出勤できない場合は、特別休暇で対応する（通常はあまり費消しない休暇、例えば交通途絶休暇等の扱いとする）。

5. 政府・自治体による企業等への助成（2020年3月16日現在）

政府・自治体等から、新型コロナウイルスの拡大に伴う資金繰りや経営環境の悪化に備えるための各種助成策等が発表されており、定期的に情報を収集し、可能な場合には活用をお勧めする。なお、主要な助成策については別添資料1を参照のこと。

6. 各国・地域の入国制限措置および行動制限（2020年3月16日現在）

感染の拡大～収束に至るまで、入国を制限する国は随時変化すると予想される。業務への影響を考慮し、定期的に情報を収集することをお勧めする。なお、国・地域別の詳細は別添資料2を参照のこと。

執筆：MS & ADインターリスク総研㈱ リスクマネジメント第四部
事業継続マネジメント第一グループ／第二グループ

(資料1) 政府・自治体等による主な助成等の一覧

< 資金関連支援 >

N o	種別	制度名	対象
1	資金繰り支援（貸付・保証）	セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等））	幅広い業種で影響が生じている地域で経営の安定に支障が生じている中小企業者
		https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm	
2		セーフティネット保証5号（業況の悪化している業種（全国的））	特に重大な影響が生じている業種で経営の安定に支障が生じている中小企業者
		https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm	
3		危機関連保証	セーフティネット保証とは別枠で、全国・全業種を対象
		https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm	
4		新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）
		https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html	
5	設備投資・販路開拓支援	マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者
		https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html	
6		セーフティネット貸付	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者
		https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214012/20200214012.html	
7		衛生環境激変対策特別貸付	感染症等による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者
		https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html	
8		生産性革命推進事業	サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者
		https://seisansei.smrj.go.jp	
9		ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等に取り組む事業者
		https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html	
10		小規模事業者持続化補助金	販路開拓等に取り組む小規模事業者
		http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/	
11		IT導入補助	生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入に取り組む中小企業・小規模事業者
		https://www.it-hojo.jp/2020emergency/	

<経営環境整備支援>

N o	対策名	支援内容
1	下請取引配慮要請	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請文を发出。 https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214011/20200214011.html
2	個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html
3	官公需における配慮要請	官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう配慮要請を发出。 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303009/20200303009.html
4	雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの 更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を发出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げる https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
5	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html
6	テレワーク導入に活用できる支援策	テレワーク導入に活用できる支援策として以下のものがある 1. テレワークマネージャー派遣事業 2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース） 3. IT 導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲） 4. 税制面での支援（少額減価償却資産の特例） 総務省テレワーク情報サイト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/furusato-telework/index.html 厚労省テレワーク総合ポータルサイト https://telework.mhlw.go.jp/
7	現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口	ジェトロ（日本貿易振興機構）HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介 https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/

(資料2) 各国・地域の入国制限措置および行動制限の一覧

＜感染者確認国・地域（注：日本を含む）からの入国・入域制限が行われている国・地域（88か国/地域）＞

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
1	アゼルバイジャン	3月13日から45日間、全外国人に対し、電子査証および空港到着時の査証発給を停止。渡航者は大使館・総領事館で査証を申請する必要がある。感染が確認されている国（注：日本を含む。）の国民は、査証申請時に医療証明書を提出する必要がある。
2	アルゼンチン	居住者以外の入国を3月15日から15日間禁止する。（なお、感染国（日本、中国、韓国、イラン、米国、英国、EU加盟国及びシェンゲン協定域内国）に過去14日間に滞在した非居住外国人の入国は、3月14日から30日間禁止する。）
3	アンティグア・バーブーダ	日本、中国、イタリア、イラン、韓国及びシンガポールに過去28日以内に渡航した外国人（乗客、乗員を含む）の入国を拒否する。
4	イエメン	3月17日から14日間、イエメン国内の全ての空港における航空機の離発着を停止する。3月17日から陸上国境を閉鎖する。
5	イスラエル	全ての外国人の入国を禁止する。（ただし、中国、韓国、タイ、イタリア、マカオ、シンガポール、香港、日本、エジプト以外からの渡航者は、イスラエル国内で14日間の自宅待機が可能なが証明できれば入国を許可する。）
6	イラク	3月17日から24日までの期間、航空便の運航を停止する。
7	インド	インド入国前の全ての外国籍者に対して発給されてきた査証は、3月13日から4月15日の間、効力停止となる（外交・公用査証、国際機関への査証、就労査証、プロジェクト査証以外）。なお、やむを得ない理由でインドへの渡航が必要な者については、最寄りのインド大使館／総領事館で新規の査証の申請を行う必要がある。また、2月27日以降、日本及び韓国国籍者への到着査証サービスは停止する。加えて、シッキム州については3月5日から、アルナチャル・プラデシュ州については3月6日から、ナガランド州については3月16日から、それぞれ外国人への入域許可証の発給が停止となる。
8	ウクライナ	3月14日から、全ての査証発給を停止する。3月16日から4月3日まで、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。3月17日から4月3日まで、ウクライナ発着の全定期便（国際旅客航空便及びバス・鉄道国際路線）の発着を停止する。
9	ウズベキスタン	3月16日から、他国との全航空便の停止、国境自動車道の封鎖を含む全ての国境の封鎖措置及び出入国の停止措置をとる。ただし、ウズベキスタンに既に滞在する外国人（日本人を含む。）の出国は例外的に認める。
10	エクアドル	3月16日から外国人の入国を禁止する。
11	エジプト	3月19日正午から3月31日まで、全てのエジプト行きの航空便の運航を停止する。ただし、（乗客なしで到着する）定期便等により帰国を希望する者は19日以降も帰国可能。
12	エストニア	3月17日から滞在許可保有者、エストニアに在住する家族を有する外国人及び国際軍事協力に従事する外国人を除く全ての外国人の入国を禁止する（症状がない場合は、トランジットのみ可能）。
13	エルサルバドル	エルサルバドル在住の外国人及びエルサルバドルを接受国とする外交団を除く外国人の入国を禁止する。
14	オマーン	滞在査証保持者以外の入国を禁止する。
15	ガーナ	ガーナ人及びガーナ滞在許可を持つ者を除き、200名以上の感染者の出ている国（注：日本を含む）から14日以内に渡航する者の入国を禁止する。
16	カザフスタン	3月16日から4月15日まで、出入国を禁止する。ただし、外国人は出国を許可するほか、例外としてカザフスタン人やその家族、在留許可を有する外国人等は入国を許可する。
17	カタール	3月16日から14日間、外国人に対して、カタールを最終目的地としたフライトへのチェックインを不可とする（注：期間については延長の可能性あり。トランジット、貨物便を除く。）。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
18	カナダ	カナダ国民以外の入国を禁止する（永住権を保有している者、航空クルー、外交官及び（現時点では）米国民は除く。）。また、新型コロナウイルスの症状のある者については、国籍を問わず入国を禁止する。飛行機搭乗前に健康診断を実施する。
19	韓国	3月9日から、日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止する。
20	北マケドニア	3月16日から、北マケドニアの全ての国境を閉鎖する（自国民、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者は通行可能）。3月18日から、スコピエ国際空港を閉鎖する。
21	キプロス	3月15日から15日間、合法的な居住者、居住許可を有する就労者及び留学生以外の者について、国籍に関係なく入国を禁止する。入国が禁止されていない者も、3月16日から4月30日までの期間、医療機関で発行され、4日以内に公認されたコロナウイルス検査の陰性結果の持参を義務付ける。
22	キリバス	感染が確認されている国（注：日本を含む。）からの渡航者は、非感染国・地域において少なくとも直近14日間滞在しない限り入国を禁止する。また、これらの渡航者は医療診断書を提出するとともに、及び／又は新型コロナウイルスに感染していないことを証明しなければならない。
23	グアテマラ	3月17日以降15日間、国境を閉鎖し、商用機の運航を停止する。
24	クウェート	14日以降、クウェート発着の全ての航空便を停止する（注：貨物便を除く。）。
25	クック諸島	3月16日から6月30日まで、NZ以外の国からクック諸島に渡航する全ての者は、NZにおいて14日間の自己検疫が必要となる。また、クック諸島へ渡航する者は、渡航前3日以内に発行された医療診断書を、搭乗する際に航空会社に提示しなければいけない。全てのクルーズ船、ヨット、遊覧飛行機によるクック諸島及びその領海への入国を一時的に禁止する。
26	ケニア	感染者が確認された全ての国からの全渡航者の入国を停止する。（注：ケニア国民及び有効な滞在許可証を有している外国人を除く。）
27	コスタリカ	3月18日23:59から4月12日23:59の間、入国できるのは、コスタリカ人及びコスタリカに居住する外国人のみとする。
28	コソボ	全ての外国人に対して国境を封鎖する。3月16日から、軍事、医療関係以外全ての航空便を停止する。
29	コモロ	感染者が確認された国（注：日本を含む。）からの渡航者は、非感染国・地域において少なくとも14日間の検疫が求められる。
30	コロンビア	3月16日以降、外国からの全ての渡航者の入国を禁止する。ただし、自国民、定住者及び外交団は例外として入国を認められる。
31	サウジアラビア	3月15日から2週間、サウジアラビアを発着する全ての国際線を停止する。
32	サモア	3月14日から、特定の国（注：日本を含む。）を出発又は経由してサモアに渡航する場合は、最終渡航地において自らの検疫のため14日間滞在し、サモアに最終的に渡航する前の3日以内に健康診断を受けなければならない。また、3月19日以降は、5日以内に行われた新型コロナウイルスの検査結果を提示しなければ入国できない。
33	ジブチ	3月18日から、全ての国際線の離発着を停止する（注：再開時期は未定。）。
34	ジブラルタル	日本を含む16の国・地域を「危険国」としてリストアップし、過去14日以内にこれらの国・地域へ渡航したことのある者に対して、ジブラルタルに入る際にその事実を申告することを義務づける。また、ジブラルタル当局は、過去14日以内に上記の「危険国」からジブラルタルへ渡航しようとする者に対して、その入域を拒否できる。
35	ジョージア	3月18日午前0時から2週間、全ての外国人の入国を禁止する。
36	シリア	感染者の報告された全ての国（注：日本を含む。）からの、査証上入国目的が「観光」である全渡航者の入国を禁止する。ただし、シリア居住資格保持者の帰国時は、その居住資格を証明する書類を提示することで入国を許可する。
37	スーダン	3月16日から陸海空全ての国境を閉鎖する。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
38	スペイン	3月17日午前0時から、警戒事態宣言が有効な間、陸路を通じたスペインへの入国を、①スペイン人、②スペイン人以外のスペイン居住者、③国境を越えて職場に通勤する者、④その他やむを得ない理由を書面にて証明できる者、⑤スペインで接受される外交団、領事団、国際機関職員（公務の場合）のみに制限する（なお、同措置は商品の流通に係る交通には適用されない。）。
39	スリランカ	現地時間3月14日正午から、一般旅券を保有する外国人に対する到着査証の発給を停止する。スリランカに入国する必要性のある外国人は、事前の査証申請を行うことが要請される。外交、公用旅券保持者は同措置の対象外となる。
40	スロバキア	13日午前7時から、スロバキア在住でない外国人の入国を禁止する。
41	スロベニア	3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する（ただし、観光目的の日本国籍者は、シェンゲン域内の滞在期間が計180日以内であり、スロベニアでの滞在期間が90日以内であれば査証不要。）。3月17日から3月30日までEUとの間で、3月17日から期限未定でEU外との間で航空便の運航を停止する。
42	赤道ギニア	3月12日以降、全ての国境を閉鎖する。3月15日以降30日間、国際線フライトは全て欠航とする。
43	セルビア	3月16日から、滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。
44	ソマリア	3月18日から全ての航空便の運航を停止する。
45	ソロモン諸島	感染者が確認された一部の国（注：日本を含む。）からの渡航者は、14日間、非感染国への滞在を義務づける。
46	チェコ共和国	3月16日から、90日を超える滞在許可を持たない全ての外国人の入国を禁止する。同許可を持つ外国人は、再入国しないことを条件に出国を許可する。
47	チャド	3月19日以降、2週間にわたって全ての旅客機の離発着を停止する。
48	中国	3月10日から、①観光、②知人訪問、③トランジットの3つの目的による日本人の中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を一時的に停止する。商用及び親族訪問目的の中国訪問については、引き続き査証免除が適用されるが、中国国内の招待側が7日以内に発行した書類の原本を提示する必要がある。当該書類には、当事者の氏名、中国国内の担当者及び連絡方法が含まれていなければならない。
49	チュニジア	3月18日から、陸空の国境を封鎖する。3月13日から4月4日まで、全ての国際海路を停止する。
50	チリ	3月18日から全ての国境を封鎖する。チリ人及び永住権を持つ者は入国を許可する。
51	ツバル	「高いリスク国」（注：ツバル政府の表現。日本を含む。）に渡航する者は、ツバルへの上陸3日前に新型コロナウイルスに感染していないことを証明する書類を取得するとともに、ツバル上陸前少なくとも14日以上非感染国・地域に滞在しなくてはならない。
52	デンマーク	3月14日正午から4月13日まで、空路、陸路、海路全ての国境を閉鎖する。外国人は入国する必要性を証明できない場合、入国を拒否される可能性がある。
53	トリニダード・トバゴ	3月18日午前0時から14日間、自国民以外の全ての者の入国を禁止する。
54	トルクメニスタン	日本を含む67か国等からの渡航者に対し、査証・招へい状の発給を原則停止する（人道上の理由あるいは緊急性・必要性により発給の可能性あり。）。既に有効な査証を有する場合にも、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書を提示できなければ、入国は認められない。
55	ナウル	渡航前21日以内にアジア（注：台湾以外、日本を含む。）、中国本土、香港、マカオ、韓国、イラン、欧州及び米国に渡航または乗り継ぎを行った者は、入国を認めない。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
56	ニウエ	過去14日以内に、日本、中国、香港、マカオ、台湾、イラン、イタリア、シンガポール、韓国、インドネシア、タイに滞在していた者は、ニウエ政府からの承諾書がない限り、入国を拒否される。
57	ネパール	3月14日から4月30日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び空港での入国審査時に7日以内に発行されたPCR検査結果を含む健康証明書の提出を求める。
58	ノルウェー	3月16日から滞在許可を持たない外国人の入国を禁止する。
59	バーレーン	過去14日以内に日本、香港、イタリア、レバノン、エジプト、マレーシア、タイ、シンガポールに滞在歴のある者については、到着査証の取得は不可とする。事前に入国査証を取得すれば入国を許可する。
60	パナマ	3月16日（23:59）以降、居住者以外の全ての外国人の入国を禁止する。
61	バヌアツ	過去14日以内に日本、中国、台湾、香港、マカオ、韓国、シンガポール、イラン及びイタリアを出発した者は、更なる告知があるまでバヌアツへの入国を禁止する。また、これらの国・地域を出発した後に14日間を異なる国・地域で過ごした者は、必ず登録された医師から新型コロナウイルスへの感染とみられる呼吸器疾患がないことを証明する健康診断書を取得しなければならない。
62	パラグアイ	3月15日から、居住者以外の入国を15日間禁止する。
63	ハンガリー	3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する。3月18日から、滞在許可書を有する欧州経済領域（EEA）の市民を除く外国人の入国を禁止する。
64	バングラデシュ	3月16日から2週間、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時に、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書を提出しなければならない。既に査証取得済みで今後入国する場合は、入国時に同様の健康診断書を提出する必要がある。
65	ブータン	3月6日から2週間、公用目的を含む全ての渡航者（国際機関職員や現地での就労許可を有する者を除く）の入国を制限する。
66	仏領ポリネシア	3月2日以降、仏領ポリネシア行きのフライトへの全ての搭乗者（乗務員含む）に対して、新型コロナウイルス感染の兆候がないことを証明する、5日以内に発行された健康診断書を搭乗時に提出すること義務付ける。
67	ベリーズ	3月15日から、日本、中国、香港、イラン、韓国及び欧州を過去30日以内に訪れた者の入国を禁止する。
68	ペルー	3月17日から15日間、陸海空の国境を封鎖し、全渡航者の入国を禁止する。
69	ポーランド	3月15日から外国人の入国を一時禁止する。ただし、①配偶者又は子供がポーランド国籍を有する者、②ポーランド・カード（注：外国人のポーランド国民への帰属証明書類）を有する者、③外交官及びその家族、④ポーランドの永住権、滞在許可証または労働許可証を有する者は入国可能。3月15日から、全ての国際路線の旅客航空便及び鉄道便の運行を停止する（国際旅客航空便の運行停止は14日間の措置）。
70	ボスニア・ヘルツェゴビナ	日本、中国（武漢）、韓国、イタリア、イラン、フランス、ルーマニア、ドイツ、オーストリア、スペイン、スイス及びベルギーの国籍を有する者の入国を禁止する。
71	ボツワナ	高リスク国（注：日本を含む。）からの全渡航者の入国を禁止する。
72	ホンジュラス	3月17日現在国際空港が封鎖されているため、実質的な入国経路は陸路のみとなる。
73	マーシャル	日本、中国、香港、マカオ、韓国、イタリア、イラン、ドイツ、フランス及びスペインから2019年12月31日以降に渡航した者の入国を禁止する。3月22日まで全ての国から空路での入国を禁止する。
74	マレーシア	3月18日から、観光客及び外国人渡航者の入国を全て禁止する（注：外国人の出国についての言及はない。）。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
75	ミクロネシア	3月14日から、中国本土以外の感染国・地域から入国する者は、非感染国・地域において入国直前の最低14日間の自主検疫をしていない限り、入国を禁止する。
76	南スーダン	3月14日から、中国本土以外の感染国・地域から入国する者は、非感染国・地域において入国直前の最低14日間の自主検疫をしていない限り、入国を禁止する。
77	モーリタニア	3月17日以降、全てのモーリタニア発着便の運航を停止する。
78	モルドバ	3月17日から4月1日までの間、モルドバにおける全ての国際線の航空機及び鉄道での人の輸送を停止する。3月17日より、陸路での外国人の入国を禁止する。
79	モロッコ	3月15日から全ての国際旅客便の運航を停止する。3月12日から、客船等の一時的な出入港を停止するとともに、モロッコ北部と接するスペイン領との国境を、通過を希望するスペイン人の通行を除き封鎖する。
80	モンゴル	3月28日まで、モンゴル発着の全航空便の運航を停止する。過去14日以内に、日本、韓国、イラン及びイタリアに滞在歴のある外国人・無国籍者の入国を禁止するとともに査証申請・発給を停止する。
81	モンテネグロ	3月15日から15日間、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。
82	ヨルダン	3月17日から、全てのヨルダン発着の航空便を停止し、陸路・海路・空港を含む全ての国境を閉鎖する（貨物輸送は除く）。ただし、外交及び国際機関の代表団は例外とする。
83	ラトビア	3月17日から4月14日まで、空路（航空機）、陸路（鉄道・バス）、海路（船）の全ての公共の国際交通機関の運航を停止する。ただし、自家用車にてラトビア人及びラトビアに居住している外国人（外交官を含む）の入国は可能。
84	リトアニア	3月16日から、空路、陸路、海路等あらゆる方法での外国人の入国を禁止する。ただし、リトアニア人の家族、リトアニアの滞在許可保持者、商品の搬送等を扱う業者、外交官及びNATO関係者等の入国は可能。
85	リビア	3月16日から3週間、空及び陸の出入国地点を閉鎖する。
86	リベリア	3月16日以降、200名以上の感染者の出ている国からの入国及びそれらの国への渡航を禁止する。
87	レバノン	3月18日から3月29日までの間、バイルート国際空港及び陸海空すべての出入国地点を閉鎖する。
88	ロシア	3月18日0時00分（現地時間）から5月1日の期間、外交官やロシア永住者を除く全ての外国人・無国籍者を対象とし、ロシアへの入国を一時的に制限する。また、①外国人に対する、教育、労働活動の実施の目的で私的にロシアに入国するための文書の受領、招待状の作成及び発給、②外国人労働者の招へい及び利用の許可、並びに外国人に対する労働の許可について、一時的に停止する。ロシアの大使館及び領事館においては、外国人及び無国籍者に対し、外交、公用、本命令第2項に示された者に対する一般商用査証及び近親者の死去に関連してロシア連邦に渡航することとなっている外国人及び無国籍者に対する一般私的査証を除く全ての種類の査証の申請の受理、作成及び発給を一時的に停止するとともに、外国人に対する電子査証の査証作成も停止する。

<入国後に行動制限措置がとられている国・地域（89か国/地域）>

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
1	アイルランド	過去14日以内に感染地域（日本、中国、香港、シンガポール、韓国、イラン及びイタリア北部）に滞在した者で、症状が出ているものは、かかりつけ医等に電話の上、自己隔離を行い、他者との接触を避けることを推奨する。
2	アゼルバイジャン	全ての外国人は、入国時に体温検査を受ける。37度以上の発熱、せき等の症状があれば14日間の隔離を行い、精密検査の後、感染が確定すれば14日間から29日間の隔離を行う。症状がない場合でも14日間の自宅待機を要請する。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
3	アラブ首長国連邦	入国後14日間自宅に待機し、何らかの呼吸器症状が出た場合は医療機関に連絡するよう勧告する。
4	アルバニア	入国時に渡航歴及び体調に関する質問、体温検査が実施され、感染が疑われる場合には、別室にて医師、看護師からの問診等が行われ、自宅待機、感染症指定病院への移送、サンプル採取等の対応が判断される。また、入国時にフォームを提出する必要があるため、入国から14日間自宅等での自主隔離が義務付けられる。
5	アルメニア	全ての入国者に対して検温及び「アドレスカード」（過去14日間に滞在した国の情報含む。）の提出を求めた上で、電話にて14日間問診を行う。入国後、感染が確認された場合は原則病院等において隔離措置をとる。その後、陰性となった後も、最大14日間医療的観察下に置かれ、居所からの移動が制限される。
6	イラン	入国時に発熱等の症状があった場合、感染国への渡航歴を勘案しつつ、酸素濃度計による検査を実施する。酸素飽和度が93%未満の場合、出発国に送還する。
7	インド・ケララ州	日本、中国、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム及び韓国からの渡航者で感染しているリスクの高い者（感染者と接触のあった者、感染者と半径1メートル以内にいた者等。）に対し、入国後28日間の自宅待機措置をとる。
8	ウルグアイ	日本を含む感染が確認されている国からの入国者に14日間の義務的隔離措置を講じる。
9	エストニア	全ての入国者、帰国者に対して、14日間の自己隔離を義務付ける。
10	エスワティニ	2週間以内に感染国（注：日本を含む。）に渡航した全ての者に対し、体調が優れない場合は保健機関へ報告するよう推奨する。また、体調が良好な者に対しても、14日間の自宅隔離を推奨する。
11	エチオピア	入国後14日間、自主的な自宅隔離を推奨。
12	ガーナ	ガーナへの入国を認められる者であっても、14日間の義務的自主隔離が求められる。
13	ガイアナ	日本からの渡航者に、着陸後機内にてヘルス・スクリーニングを実施する。このスクリーニングによって感染の疑いがある場合は、保健省の施設に隔離され、検査を実施する。
14	カメルーン	入国時に発熱が認められた場合、指定病院に搬送され、14日間隔離。
15	ギニア	3月16日より、流行国から入国した場合、2週間のモニタリング措置の対象となる。その間、当局が渡航者の旅券の原本を保管し、渡航者には旅券の写しが配布される。
16	キプロス	入国後14日間は政府の指定する施設に強制的に隔離される。
17	キューバ	新型コロナウイルスの感染地域からの全渡航者は、入国時に身元を確認され、同感染症の症状を呈していない場合、14日間、一時医療対応による経過観察を受ける。また、入国時に同感染症の症状を呈している場合、14日間の治療と隔離のため、各地の病院の呼吸器疾患治療室に移送される。
18	キルギス	3月14日以降に日本、米国、スウェーデン、スイス、英国、ベルギー及びオランダから入国する全渡航者（トランジット含む）は14日間の自宅検疫を受ける。
19	クロアチア	感染者発生国68か国（注：日本を含む。）からクロアチアに入国する全渡航者は、14日間自主隔離の義務を負う。
20	ケニア	14日以内にケニアに入国した全ての入国者に対して、14日間の自主隔離を要請する。
21	豪州	3月16日から全ての入国者に対し、14日間の隔離措置を要請する。
22	コートジボワール	外国からの全渡航者に対して体温計測と消毒を課し、発熱等の症状が確認された場合、隔離の上で検査を実施する。
23	コスタリカ	コスタリカ国内に入国するコスタリカ人及び居住者は、14日間の予防的隔離措置を受ける。
24	コンゴ民主共和国	入国時に症状（発熱、せき等）が認められた場合、医療施設に移送され、検査を行う。検査の結果、陽性反応が出た者については隔離され、陰性の者は解放される。
25	サントメ・プリンシペ	流行国からの全渡航者は入国時、隔離や検疫を含む予防措置の対象となる。
26	ザンビア	渡航者に対して、入国時、問診票の記入及び検温等のスクリーニングが実施される。発熱がある場合は、別室で医師の診察を受け、必要と判断された場合は指定の施設で隔離される。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
27	シエラレオネ	感染者数が200人以上いる国（注：日本を含む）からの渡航については延期するよう強く勧告。特に重要または必須の業務を行う場合には入国可能とするが、その場合でも14日間の隔離措置の対象となる。
28	ジブラルタル	日本を含む国・地域から入国してから14日以内の場合は、最低14日間の自己隔離、及び111（コロナ関係ヘルプライン）への連絡を義務づける。
29	シンガポール	3月16日23時59分から、日本、ASEAN諸国、スイス及び英国への過去14日以内の渡航歴を持つ全ての旅行者（市民、永住者、長期滞在ビザ保持者、短期滞在者）は、シンガポール帰国日から14日間の自宅待機／外出禁止措置とする。また、この期間の居所（自宅／ホテル等）の提示を義務付ける。無症状であっても、新型コロナウイルス検査（スワブ検査）を受けることを求められる場合もある。 中国本土（湖北省以外／湖北省よりの帰国者は検疫対象）・イラン・イタリア・フランス・ドイツ・韓国・スペインから帰国する市民・永住者・長期滞在ビザ所持者へのSHN(Stay-Home Notice／シンガポール帰国日から14日間の外出禁止)措置は継続する。また、これらの地域からの短期滞在者は入国およびトランジットができない。
30	ジンバブエ	入国時に38度以上の発熱が認められた場合、医療機関に搬送され、検査を受ける。陰性が確認されるまで同施設に隔離する。
31	スロバキア	スロバキア在住の外国人が国外から帰国した場合は、14日間の自宅隔離が義務付けられる。
32	赤道ギニア	感染国（注：日本を含む。）からの渡航者は、症状の有無に関わらず政府指定の施設において一律14日間隔離する。
33	セネガル	入国時に症状が認められた場合、診察・検査の後、14日間の健康監視下に置く。
34	セルビア	滞在許可を持つ外国人が入国した場合、最低14日間の自宅隔離とする。
35	セントクリストファー・ネイビス	日本、中国、イタリア、香港、シンガポール、韓国を出発してから14日以内の者に対し渡航の自粛を要請する。仮に対象地域から入国する場合は、海空港にてスクリーニングが実施され、保健師による監視、または、自宅、もしくは、危険性の評価に基づき指定施設において検疫措置を実施する。
36	セントルシア	14日以内に日本、中国、香港、韓国、イタリア及びシンガポールへの渡航歴がある者は、14日間、特定の検疫施設にて隔離する。
37	タイ	感染地域（注：日本を含む。）からの渡航者に対し、14日間の自己観察（1日2回検温を行い、呼吸器症状と発熱がある場合には、すぐに地域の保健当局に報告）が求められている（必ずしも自宅待機は要請されていない）。また、入国時に発熱及び呼吸器症状が確認された場合は、ウイルス検査が実施される。陽性の場合、タイの医療機関で隔離・入院治療となる。陰性の場合、入国後14日間の自己観察が要請される。
38	台湾	台湾の疾病管理当局が定める「海外旅行感染症アドバイス」レベル3指定国（注：日本を含む。）からの全渡航者は、14日間の自宅検疫の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利用が認められない（従わない場合は罰則あり）。「自宅検疫」中、所轄の里長（町内会長）が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。
39	タジキスタン	日本、イタリア、イラン、韓国及び中国からの渡航者に対して、入国後タジキスタン内の施設で14日間の隔離措置を実施する。
40	中国	頻繁に変化があるため、外務省ホームページを参照のこと。 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/cn_column.html
41	チリ	日本を含む、感染の確認された国からの入国者に14日間の自宅待機を義務づける（ただし、単に経由した者及び航空機の乗員は対象外）。
42	トーゴ	入国する全渡航者に対して、保健省職員による観察が行われるとともに、38度以上の発熱など、新型コロナウイルス感染を疑う症状がある場合は、隔離の上で検査が実施される。
43	ドミニカ共和国	欧州、中国、韓国及びイランからの旅客機を停止する。欧州、中国、韓国及びイラン以外の国から入国者であっても、過去2週間に右各国への滞在歴を有する渡航者について検疫措置を実施する。また、市中感染が発生している国々からの帰国者及び入国者に対しても、帰国・入国後15日間は自宅待機を求める。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
44	トルクメニスタン	（既に有効な査証により入国した場合）空港において検査を実施し、問題があると判断された場合、医療機関にて24日間の隔離措置をとる。なお、全ての国際線の離発着はトルクメナバット国際空港（アシガバット中心部から約600km）となる。
45	トルコ	入国時・滞在中に感染が疑われた場合は、医療機関で感染の有無が判明するまで隔離する。（注：国籍によらない一般的な防疫措置）
46	ナイジェリア	日本、中国、韓国、イタリア及びイランからの渡航者は、症状の有無にかかわらず、14日間自宅にて自主隔離を義務付ける。
47	ニジェール	感染例のある国からの入国者は、14日間自主隔離を義務付ける。
48	ニュージーランド	3月16日から、太平洋島嶼国及び既に入国禁止としていた中国本土及びイランを除き、他の全ての国・地域からの入国者に対して、14日間の自主隔離を要請する。
49	ネパール	3月14日から4月30日までに入国した全ての外国人（外交、公用査証所持者含む。）は14日間の自主隔離を行う。
50	ノルウェー	全ての入国者に対する14日間（2月27日に遡及して適用）の自宅待機を命じる措置を導入する。同措置においては、症状のない入国者は予定していた滞在地に帰宅することができるが、他者との接触をできるだけ避けて移動することを要請する。また、症状のある入国者については、直ちに隔離をとり、公共交通機関の利用を禁止する。
51	バーレーン	日本からの入国の場合、到着時に熱、せき、息切れ等の症状のある場合は検査を行い、結果が判明するまで隔離された待機施設で待機する。陽性であれば治療施設へ搬送され、陰性の場合でも14日間の自宅待機を義務付ける。到着時に症状がなければ申告書を提出の上で、入国後14日間の自宅待機を義務付ける。
52	パナマ	パナマ人及び同国居住外国人のパナマ入国後の14日間の自宅での義務的な予防のための隔離を実施する。
53	パラグアイ	空港において検診を実施し、発熱等の症状が確認された場合、医療機関等に移送する。3月15日から、国外からの全渡航者及び渡航者と接触した者に対して14日間の自宅隔離を義務付ける。
54	パレスチナ	アレンビー橋からパレスチナ自治区に入域するすべての者に14日間の自宅待機措置を義務付ける。
55	バングラデシュ	新型コロナウイルス感染発生国からの渡航者に対し、14日間の自宅待機措置を講ずる。
56	フィリピン（ルソン島）	3月17日から4月12日まで、ルソン島全域を対象としたコミュニティ隔離措置を実施する。域内大量輸送用の公共交通機関は運航を停止し、水陸空路の移動を制限する。フィリピン人、その外国人配偶者及び子弟、並びに永住査証保持者及び外交査証保持者は、入国と同時に所定の検疫措置が課される。
57	ブータン	全ての入国者は、3月16日から14日間、指定された施設において隔離される。
58	ブルガリア	感染国（注：日本を含む。）からの渡航者に対して入国時に検査を実施し、発熱等の症状が確認された場合、医師の監督の下に隔離の上、詳細な検査を実施する。陽性の場合には14日間の隔離措置が、陰性の場合でも14日間の在宅経過観察措置がとられる。
59	ブルネイ	感染は限定的だが大規模クラスターが報告されている国・地域（日本、香港、シンガポール、マレーシア、英国及び米国）からの渡航者は、入国後14日間の健康状態の観察を要請される。発熱等の症状があれば、現地保健センターに連絡するよう要請される。
60	ブルンジ	3月12日以降、日本、ドイツ、中国、韓国、イラン及び全EU加盟国からの渡航者等を14日間隔離する。
61	米国・グアム	グアム準州知事の行政命令により、3月16日から、新型コロナウイルスの感染が確認されている国や地域で1週間以上過ごした渡航者（非居住者）は、入国日から7日以内に実施された検査によって新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書を提示しない場合、入国後強制検疫（隔離）措置の対象となる。居住者についても同様の文書を所持していない場合は最低14日間の自宅検疫措置の対象となる。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
62	ベトナム	3月7日から、入国する全ての渡航者に対し紙／オンラインでの医療申告を義務付ける。また、非感染流行国（注：日本を含む。）からの渡航者について発熱等が確認された場合、帰国を勧告する。同勧告に従わず入国希望の場合は、医療機関での14日間の隔離を実施する。なお、感染流行国（中国、韓国、イタリア及びイラン）からの全渡航者に対し、隔離措置をとる。現時点では日本からの入国は隔離措置の対象となっていないものの、日本人がトランジット等でこれらの国を経由して入国する場合、隔離措置の対象となる可能性がある。なお、ハイフォン市では、感染拡大している国（日本、中国、韓国、イタリア及びイラン）からの渡航者は医療機関にて14日間隔離される。ただし、感染拡大している国から第三国経由で入国した者については、当該国において隔離措置を受けており、隔離措置を受けた旨の証明書を有する場合は、自己観察を行う。
63	ベナン	感染国（注：日本を含む。）からの全渡航者に対して、入国後14日間の自己隔離を義務付ける。
64	ベネズエラ	日本、中国、韓国、イタリア、イラン、米国、シンガポール、ベトナム、マレーシア、タイ、豪州、ドイツ、フランス、英国、クロアチア及びUAEに直近14日間に滞在した渡航者は、症状の有無にかかわらず、入国後14日間、保険省係官の自宅訪問または電話により経過観察を行う。症状がある場合は、隔離され検査を実施する。
65	ベラルーシ	入国時に検査を実施し、必要に応じて医療健康観察を行う。
66	ベリーズ	日本、中国、フランス、ドイツ、イタリア、イラン、韓国及びスペインから渡航した外国人に対して、検疫措置を実施する。
67	ポーランド	入国後14日間の自宅隔離措置が義務づけられる。
68	ボリビア	外国からの全入国者は、自身の健康状態に関する申告書の提出が求められる。渡航経路、健康状態等に照らし、必要と認められる場合は隔離される。
69	ポルトガル	（アソーレス自治州政府） 3月15日以降に自治州内の空港に自治州域外から到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず14日間の強制的隔離措置を講ずる。 （マデイラ自治州政府） 3月15日以降にマデイラ島の空港に到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず、14日間の強制的隔離措置を講ずる。
70	香港	3月18日午前0時より、中国本土、マカオ、台湾居民及び外国人雇用者以外の全ての非マカオ居民のマカオ入境を禁止する。
71	ホンジュラス	国境封鎖の例外対象となるホンジュラス国民、ホンジュラスが接受国となっている外交団関係者、永住者及び長期滞在者については、入国後直ちに、自宅等での自主的隔離が課される。
72	マカオ	3月10日12時（現地時間）から、過去14日以内に日本、ドイツ、フランス、スペインに滞在歴のあるすべての入境者に対し、自宅または政府指定場所で14日間の医学観察を実施する。非マカオ居民である場合、政府指定のホテルで医学観察を実施し、費用は自費となる（注：同様の措置は韓国、イタリア、イランに対して既に実施されている。）。
73	マラウイ	累積700名以上の陽性者が確認されている国（注：日本を含む。）からの来訪者等に対し、入国時から14日間の自主隔離を要請する。
74	マリ	空港において発熱等の症状が確認された場合、医療機関において所要の検査を実施する。陰性の場合、自宅又はホテルに待機し、公的機関による検温や問診が14日間行われる。
75	マルタ	日本、中国、香港、シンガポール、イラン、韓国及びイタリア北部から到着した者への14日間の自主隔離を推奨する。2月27日以降に日本、イタリア、中国、シンガポール、イラン及び韓国に滞在歴のある者は、滞在最終日から14日間の検疫を義務付ける。違反した者には3000ユーロの罰金を科す。
76	ミクロネシア（ポンペイ州）	飛行機および船舶でポンペイ州に入ろうとする全ての乗客は、タカティックの隔離施設で14日間検疫する（ただし、州保険局の決定によって隔離の期間を減ずることができる。）。

No	国・地域	内容（3月19日12時現在）
77	南アフリカ	感染が疑われた場合は、検査を実施。陽性の場合は原則14日間の隔離入院措置がとられる。
78	ミャンマー	陸路、空路での全ての渡航者に対し、検疫申告書の提出による検疫を実施する。空路の場合、到着時の体温スクリーニング検査において38度以上が確認された場合、空港にて保健当局の検査を実施する。咳、鼻水、呼吸障害等の症状がある場合、指定の病院で隔離措置をとる。
79	モナコ	日本を含む危険地域からの入国者に対して、自宅待機を推奨する。
80	モルディブ	入国時に症状があり、感染の疑いがある場合は検査を実施し、陽性の場合は検疫施設に隔離する。
81	モルドバ	全渡航者は空港で問診票の提出が求められ、症状がある場合、市内の感染症指定病院に搬送される。
82	モンテネグロ	全ての入国者に対し、14日間の自己隔離を義務付ける。
83	ラオス	入国時に発熱、せき、呼吸困難等の症状があり、感染発生国への渡航歴のある者、又は感染者と接触したことがある者は、病院での隔離措置となる。また、ラオスと国境を接しない100症例以上の感染発生国から入国する者、又は入国前14日間以内に感染者と濃厚接触した者については、症状がない場合でも、入国後14日間は「居所隔離」を行うことが求められる。同期間中は、各自の居所内のみに留まり、他人との接触を避けることが求められる。
84	ラトビア	日本を含む発生国から戻ってきた全ての者に14日間の自宅待機、健康観察及び医療機関への連絡等を求める。
85	リトアニア	全ての入国者、帰国者に対して、14日間の隔離、空港でのデータ登録及び検診（健康チェック）を義務付ける。
86	リベリア	流行国（注：感染者が一人でも確認された国、日本を含む。）からの渡航者に対して、症状の有無にかかわらず、入国直後から経過観察センターで14日間の隔離措置を実施する。
87	ルーマニア	3月15日より、500名以上の感染者が確認されている国（注：日本を含む。）からの全渡航者に対して、入国後14日間の自己隔離を義務付ける。
88	ルワンダ	感染国（注：日本を含む。）からの渡航者で発熱等の症状がある者に検査を実施し、陽性の場合は14日間隔離。陰性でも14日間の自主隔離を推奨する。
89	ロシア	感染地域から到着した者に対し、検疫官により航空機内での体温検査が実施され、発熱等の症状が認められた場合には、隔離措置の対象となる可能性がある。また、北海道からサハリン州に到着した外国人に対しては、症状の有無にかかわらず、14日間、検疫施設に留め置く措置がとられる。さらに、成田空港から到着した場合も含め、その他国際線でサハリンに到着する外国人に対しても、発熱などの症状が認められた場合には、14日間、検疫施設に留め置く措置の対象となり、この措置に応じない者に対しては行政罰が科され、強制措置がとられる。 また国内全域での検疫体制が強化されており、体温測定等を移動中や滞在先の宿舎等で求められた上で、現地当局からの要請により、病院や居住場所（ホテル等）における隔離を求められる可能性がある。

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株)

リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメント第一グループ

千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8918 / FAX:03-5296-8941

<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright MS & ADインターリスク総研 2020

<参考文献>

- i 【WHO】「Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports」
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>
- ii 【WHO】「Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports」
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>
- iii 【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin
- iv 2月16日に新型コロナウイルス対応専門家会で「国内発生早期との認識が示された」旨の報道が大手マスコミ各社からなされた。一方で、厚生労働省ホームページ等にはその旨の直接的な記載はない。
- v 【厚生労働省】「都道府県別の患者報告数」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000605161.pdf>
- vi 【厚生労働省】「国内の発生状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei
- vii 割合(%)は、PCR検査陽性者に対する各項目の割合を示す(各項目の和は100%とならない)。
- viii 【WHO】
<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>
- ix 【CDC】
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/transmission.html>
- x 【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html
- xi 【WHO】
<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>
- xii 【CDC】
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/summary.html>
- xiii 【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3
- xiv 【WHO】
<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

xv 【CDC】

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/summary.html>

xvi 【厚生労働省】職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する経済団体への要請について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00003.html

xvii 本稿でいう「感染疑い者」とは、「37.5℃以上の熱が4日間以上続いている者、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、高齢者や基礎疾患のある方は左記が2日以上続いている者」とする。

xviii 【厚生労働省】新型コロナウイルスに関わるよくあるお問い合わせ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00017.html)

xix 【WHO】

https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/getting-workplace-ready-for-covid-19.pdf?sfvrsn=359a81e7_6

xx 【WHO】

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public/when-and-how-to-use-masks>

xxi 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3

xxii 【CDC】

<https://emergency.cdc.gov/han/2020/han00428.asp>

xxiii 【WHO】

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public/when-and-how-to-use-masks>